

会議録（概要）

会 議 名	令和６年度 第２回愛西市権利擁護支援連携協議会
開 催 日 時	令和７年２月１９日（水）午後２時４０分から午後３時４０分
開 催 場 所	愛西市役所 北館２階 会議室 ２－１・２－２
出 席 者	服部一将、浅井佐智子、鎌田正慶、山田五月、竹田晴幸、中上陽子、 （オブザーバー）黒瀬香織
欠 席 者	三和田篤
協 議 事 項 等	●協議事項 （１）令和６年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況について ①相談対応実績について ②広報活動実績について ③成年後見制度市長申立案件の経過について （２）令和７年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施計画について （３）情報提供 地域における公証役場の役割について
公開／非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍 聴 人 の 数	０人
会 議 資 料	・ 次第 ・ 愛西市権利擁護支援連携協議会設置要綱 ・ 愛西市権利擁護支援連携協議会出席者名簿 ・ 資料１ 愛西市権利擁護支援センター令和６年度相談対応実績 ・ 資料２ 愛西市権利擁護支援センター令和６年度広報活動実績 ・ 資料３ 令和６年度成年後見制度市長申立案件の経過について ・ 資料４ 令和７年度愛西市における権利擁護の中核機関及び権利擁護支援センター事業について（案） ・ 資料５ 消費者安全確保地域協議会について
審 議 経 過	別紙のとおり

愛西市権利擁護支援連携協議会 委員

役 職	氏 名	推 薦 母 体	備 考
委 員 長	服部 一将	愛知県弁護士会	
副委員長	浅井 佐智子	リーガルサポート愛知支部	
委 員	鎌田 正慶	愛知県社会福祉士会	
委 員	三和田 篤	認知症疾患医療センター七宝病院	
委 員	山田 五月	佐屋苑地域包括支援センター	
委 員	竹田 晴幸	社会福祉法人百千鳥福祉会	
委 員	中上 陽子	愛知県社会福祉協議会	

愛西市権利擁護支援連携協議会 オブザーバー

役 職	氏 名	推 薦 母 体	備 考
主任書記官	黒瀬 香織	名古屋家庭裁判所	

事務局

役 職	氏 名	備 考
保険福祉部社会福祉課 課長	水野 裕公	
保険福祉部社会福祉課 課長補佐	柘植 佐知子	
保険福祉部社会福祉課 主査	藤本 貴志	
保険福祉部高齢福祉課 課長	八木 久美子	
保険福祉部高齢福祉課 主査	吉松 優子	
権利擁護支援センター 専門相談員	稲穂 宏紀	
権利擁護支援センター 専門相談員	伊藤 美羽	
社会福祉協議会 在宅サービス課長	酒井 真	
社会福祉協議会 専門相談員	佐藤 和子	

審 議 経 過

発言者	内容（概要）
社会福祉課長	あいさつ ・ 会議の公開、傍聴人の報告 ・ 出席者の報告 ・ 委員、アドバイザーの紹介
委 員 長	1. あいさつ 2. 協議事項
委 員 長	（1）令和6年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況について それでは、お手元の会議次第により議事を進行させていただきます。議題（1）「令和6年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	資料1、資料2、資料3について説明
委 員 長	ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。 （質問や意見なし）
委 員 長	（2）令和7年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施計画について 次の議題に移ります。議題（2）「令和7年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施計画について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	資料4について説明
委 員 長	ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
副 委 員 長	事業実施計画に市民後見人の項目がありますが、愛知県市民後見人等養成研修の進捗状況についてはいかがでしょうか。
事 務 局	愛知県市民後見人等養成研修につきましては、10月上旬から動画配信が行われ、効果測定 of 提出を終えている状態です。県が示したスケジュールによりますと、効果測定の結果をもとに3月上旬に履修証明書を発行する予定となっています。 令和7年度の事業計画に記していますが、修了者につきましては同意を得た上で権利擁護支援センターへ人材バンク登録をしていただきます。

事 務 局	以前愛知県市民後見人等養成研修修了後の「活躍の場」というものを受講者、当協議会にて情報提供させていただきましたが、希望される方には社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の生活支援員として活躍をしていただけるようにしたいと考えています。 現状では、市民後見人として活躍するためのバックアップ体制が整っていないため即座に活動することは困難であります。令和7年度計画に「オ．後見事務の提供事業」とありますが、来年度以降法人が市民後見人の後見監督を担うことや法人後見業務の体制を整えていかなければならないと考えています。
副 委 員 長	実際、市民後見人として業務に携わることができるかどうか、将来的な見通しはいかがでしょうか。
事 務 局	修了者のモチベーションが下がらないようにフォローアップしながら、法人として監督ができる体制を整えていくことが望ましいと考えます。 現行の障害福祉計画上では、法人後見支援業務の実施が令和8年度としています。今後業務実施に向けて関係機関と調整し準備を進めていかなければならないと考えています。
委 員 長	市民後見人と法人がどのような関係にあるのか聞かせてください。
事 務 局	法人が市民後見人を監督しバックでサポートをする、ということです。
副 委 員 長	後見監督は、スキルとして個々人の技量や不安なところのサポートを行うと考えて良いのでしょうか。
事 務 局	お言葉のとおり、後見監督は市民後見人の不安を払拭できるようなサポートを担う体制と考えています。
委 員 長	実際に市民後見人として、愛西市権利擁護支援センターに登録していただくけれど、令和7年度に直ちに実際に後見人業務を始めるというようなことは今のところ想定はしていなくて、令和8年度以降の課題であると理解すればよろしいですね。
事 務 局	そのとおりです。
委 員	市民後見人の受任ができるというのは、今おっしゃった後見監督を担う法人が、法人後見支援業務においてある程度の実績を上げ、家庭裁判所から信頼を受けたことを前提に選任される、ということを伺っております。その点で市民後見人の受任までに時間がかかることが考えられます。

副委員長	市民後見人の監督として法人がいるということですか。
委員	後見監督を担う法人がこれから法人後見業務を開始するというのが先ではないでしょうか。
委員	法人後見を先に行って実績を積み、市民後見人を養成して監督を行う。 そこで市民後見人として家庭裁判所へ申し出ると、審判が市民後見人へと下りる可能性があります。名古屋家庭裁判所ではすでに何件か市民後見人の審判をしていると聞いています。
オブザーバー	一般的なお話ですが、現状では、市民後見人の方が選任されているケースというのは、やはり中核機関や社会福祉協議会が監督に就任するケースがほとんどです。これまでのご意見のとおり、市民後見人をバックアップする法人の体制づくりというのは、家庭裁判所もとても重視しているところです。
委員長	市民後見人の研修を修了したのにもかかわらず、当面の間出番がない、何もやることがないということになると、その方々のモチベーションが下がることが考えられます。修了者のモチベーションを維持することなどについて何かお考えになることはありますか。
事務局	修了者のモチベーションを下げないためにも、例えば判断能力の低下した方の財産を守る活動、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の生活支援員で実際に支援するということによって、その方々のモチベーションを保つことができるのではないかと考えます。 なお、令和5年から海部地域の権利擁護担当職員と権利擁護支援センターが参集し年に3回ほど情報交換会を開催しております。その情報交換会の中で同じような意見があり、海部地域で市民後見人養成研修修了者を対象とした情報交換会をすると効果的ではないかという意見もありました。 このことも踏まえ、今後は他の自治体の意向も確認しながら、委員長からご意見をいただいた点について検討したいと考えます。
委員	ある自治体では、後見人や保佐人が本人の意向を聞くことが難しい場合に、市民後見人に傾聴をしていただく事業を行っているということを聞いたことがあります。 例でお聞きしたことですが、グループホームに入所している障害者の方が、お話をするためにかなり時間を掛けなければならないのですが、「本当はファミリーレストランでご飯が食べたい。」ということを市民後見人が傾聴し聞き取り、後見人の方に伝え、サービスへ繋げたということを行っている、とお聞きしました。このようなことも案としてどうかと思います。

事務局	貴重なご意見ありがとうございます。傾聴することによって信頼関係が築かれて、関係を築くことができたならまたその次のステップへ進むということはとても大事なことだと思います。ぜひ参考にさせていただきます。
委員長	（３）情報提供 地域における公証役場の役割について 続きまして議題（３）に移ります。 議題（３）においては、本日、葵町公証役場公証人石崎功二様をお招きし、地域における公証役場の役割についての情報提供をしていただきます。 少子高齢化の中で多くの方が抱かれていますと思いますが、心身の能力が衰えた後の安心した生活のための支援の確保、次世代への財産や事業の円滑な継承と相続人らの紛争の防止、死後の各種事務の処理、などに関する不安を解消することを目的に、任意後見契約や遺言、死後事務委任契約などの施策や方策があります。 愛西市においても成年後見制度の他に、このような不安ごとを抱えた市民の相談が寄せられていると伺っており、今後地域において公証役場との連携が求められると考えます。 このことを踏まえ、本日は石崎様より公証役場の役割などを公証人の立場からお話ししていただきます。それでは石崎様、よろしくお願いします。
公証人	スライドによる情報提供
委員長	石崎様、貴重なお話をしていただきましてありがとうございます。せっかくの機会ですので、委員の皆様の中でご意見やご質問などがありましたらご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。
社会福祉課長	葵町公証役場は、葵町在住以外の方でもご相談をお受けしていただけるのでしょうか。
公証人	葵町在住以外の方でも相談を承ります。愛知県には全部で１１の公証役場があります。愛知県の様々な地域に設置されているのですが、ここから一番近い公証役場は名古屋市内に３つあります。 その中で一番公証人の人数が多いのが葵町公証役場で、公証人が８人います。次に名古屋駅前公証役場は４人、そして熱田公証役場に３人います。 公証役場が少し独特なのは、公証人一人ひとりが一つの役場を構成しておりますので、それぞれが独立した権限と義務を持って仕事をしています。たまたまその公証人が事務所やオフィスに集まっているという理解をしていただければと思います。 Aという公証人がダメだということになると、Bという公証人には改めて連絡をしていただき公正証書を作ってもらえるか確認していただく必要があります。「別の公証人を紹介してよ。」ということとはなかなか難しいかと思います。

委 員	公正証書の証書というのは、見れば分かるのですか。
公 証 人	分かります。公正証書は公正証書として表題「〇〇契約公正証書」や「遺言公正証書」と書かれており、最後に公証人と当事者が署名をします。ただ、私署証書というのはあくまで申請した本人が書いた証書なので、公証人はその私署証書に署名することはできません。 その当該証書に「これは本人が書いた書面です。」という証明を書いた文書を後で付け、検印を押して一体化させお返しする、というのが私署証書です。
委 員	例えば、身元保証のようなものが契約で書いてある場合、内容はともかく、私署証書の場合は、内容は伴わないということによろしいのですか。
公 証 人	私署証書は内容まで踏み込んで証明するものではないです。
委 員 長	その他ご質問はよろしいでしょうか。お時間がまいりましたので、これで議題（３）を終了いたします。大変ご多忙の中、貴重なお話をしてくださいました石崎様に皆様拍手をお願いします。 その他、委員の皆様から何か意見等はございますか。ご意見等もございませんので、議題についてはすべて終了といたします。皆様のご協力の下、スムーズに議事を運ぶことができました。ありがとうございました。それでは事務局へ進行を戻します。
社会福祉課長	委員長ありがとうございました。それでは事務局より、次第３「その他」としまして連絡事項がありますので、担当より説明をいたします。
事 務 局	その他ですが、先程、令和７年度中核機関及び権利擁護支援センターの事業計画にも示しておりましたとおり、消費者被害等による利益の損害などを防ぐということと、消費者の安全確保の取り組みがこれから求められ、今後関係機関との連携が必要であると考えています。 ここで産業振興課担当より、地域における消費者の見守りネットワーク、消費者安全確保地域協議会についてお話をさせていただきます。
産業振興課	資料５について説明
委 員 長	何か質問等ございますか。
副 委 員 長	最後の図、関係者の連携例と書いてあり、左側に民生委員、ケアマネジャー等々載っています。愛西市で言えば、この協議会や民生委員などいろいろあると思いますが、消費者安全確保地域協議会について周知等行う予定はあるのでしょうか。

産業振興課	予定段階で消費者安全確保地域協議会を設置してどのような活動を行えるかということですが、トラブルに巻き込まれる恐れがある場合につきましては、消費者安全法のもと、本人に同意なく通報ができるという例外適用がされる他、海部地域の消費生活センターに年一回来ていただいて、情報共有という目的をもって情報提供をしていただこうと考えており調整をしているところです。
副委員長	今後ということですか。
産業振興課	先程、中核機関及び権利擁護支援センター事業実施方針中、令和7年度の取り組みとして、資料4のエ、「6. 消費者の安全確保のための取り組み」ということで、お認めをいただけるのであれば、令和7年4月1日より、権利擁護支援連携協議会が消費者安全確保地域協議会を兼ねるということをお願いをしたいと思います。
委員長	この仕組み、権利擁護支援連携協議会が消費者安全確保地域協議会を兼ねるということになると、先程の説明ですと、消費者安全確保地域協議会が無かった場合と比べて、ご本人ではない方から消費者被害の話が挙げった場合に、愛西市が消費生活センターへ被害の話があったことを相談通報することができ、消費者安全確保地域協議会と連携して対処するということをしていく、そのようなイメージでしょうか。
産業振興課	そのとおりです。
委員長	個人情報保護法の例外規定を適用ということが、よく理解ができなくて、仮に消費者安全確保地域協議会を作らなかった場合と比べてどのようなメリットがあるのでしょうか。
産業振興課	「消費者安全確保地域協議会あり」の場合、本人を経由せずに直接消費生活センターへ通報ができます。本人の同意なしで緊急的に繋ぐことができるということです。「消費者安全確保地域協議会なし」の場合は、本人を経由または本人と同行して窓口へ行くという流れです。 この差が、協議会を兼ねるとメリットがあると県からも言われております。
委員長	皆様、その他ご意見ご質問等ございますか。ご意見ご質問等もないようですので、それでは、令和7年4月1日より、権利擁護支援連携協議会は消費者安全確保地域協議会を兼ねることでご承認いただけますでしょうか。 異議はないようですので、令和7年4月1日より消費者安全確保地域協議会を兼ねるということといたします。
産業振興課	ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

社会福祉課長	最後に、当協議会の委員の任期についてご連絡をいたします。委員の皆様方におかれましては、令和5年7月1日から、令和7年6月30日までの任期にて委員をお願いしているところであります。 当協議会は例年8月と2月に開催しており、現任の皆様にとっては本日の協議会が最後となります。これまで権利擁護支援業務にご尽力いただきましたことを心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。 なお、時期の委員につきましては、本年5月頃を目途に関係団体宛てに委員の推薦依頼をさせていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。 以上をもちまして本日の会議を終了いたします。長時間に渡りご審議いただき、誠にありがとうございました。
---------------	--